

第3節

国益と世界全体の利益を 増進する経済外交

第3章

国際社会で存在感を高める日本

1 経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各分野における国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化するとともに、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行が長期化する中、極めて厳しい状況に陥った世界経済は、全体としては持ち直しの動きがみられているが、ワクチン格差による各国の経済状況のばらつきや、コロナ対策で膨らんだ政府債務、海運を始めとする物流コスト増、エネルギーやコモディティ価格の上昇、半導体不足など様々な要因に起因するインフレリスクなどにより、先行きに依然として不透明感が漂っている。

こうした中、日本は、経済連携による貿易自由化とルール作りの努力を継続した。2021年は日英包括的経済連携協定（日英EPA）¹が発効し、2022年1月には地域的な包括的経済連携（RCEP）²協定が発効した。多角的貿易体制の礎である世界貿易機関（WTO）³については、2021年に延期された第12回閣僚会議は2022年に再び延期されたが、新型コロナ対応や漁業補助金交渉を始めとする重要なテーマについて

議論が活発化しており、引き続き関係国と連携して改革を先導しなければならない。また、電子商取引やサービス国内規制など、有志国の取組については、第12回閣僚会議のタイミングにかかわらず、成果を積み上げていく方針である。

以上の認識も踏まえ、日本は、(1)経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りや国際機関における取組、(2)官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び(3)資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速すべく取組を進めてきた。

2 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

(1) 経済連携の推進

近年、経済のグローバル化が進展する一方、新型コロナの感染拡大により、保護主義的な動きが一層顕著となっている。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定（EPA/FTA）⁴

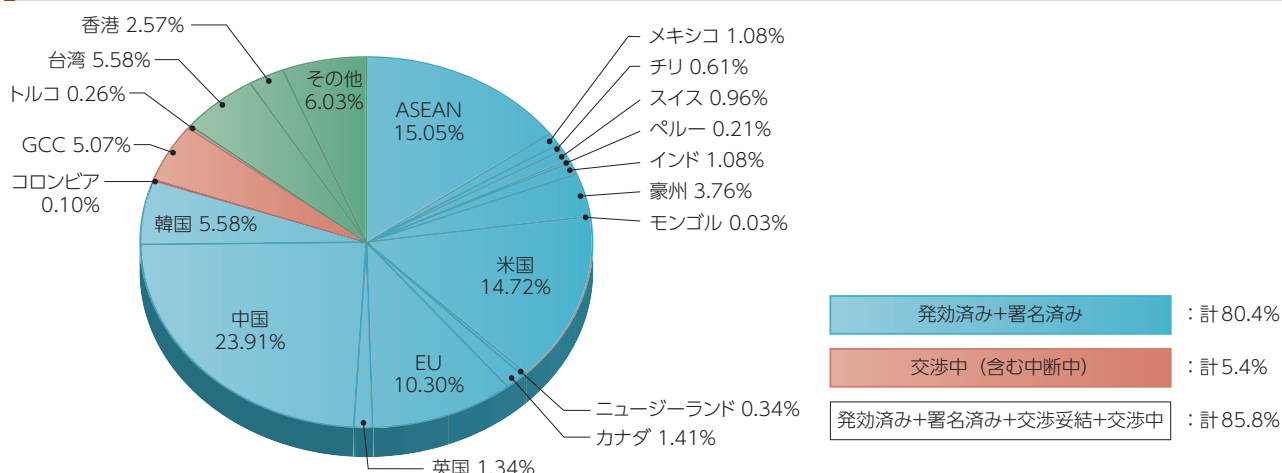
¹ EPA : Economic Partnership Agreement

² RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

³ WTO : World Trade Organization

⁴ FTA : Free Trade Agreement

日本の貿易総額に占める経済連携協定相手国・地域の貿易額の割合



出典：財務省貿易統計（2021年3月公表）
（各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入）

を重視し、これを着実に推進してきた。2021年1月1日には、日英包括的経済連携協定（日英EPA）が発効し、2022年1月1日には、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについて地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が発効した。こうした取組の結果、日本の貿易のEPA/FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合）は約80.4%に至った（出典：2021年財務省貿易統計）。

日本は、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるべく、TPP11協定の高いレベルの維持や、RCEP協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

ア 多国間協定等

（ア）環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）

TPP11協定は、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する取組である。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、TPP11協定を通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といっ

た基本的価値を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ（TPP12）協定に署名したが、2017年に米国がTPP12協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現すべく、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にTPP11協定がチリで署名された。協定の発効に必要な6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月、ベトナムが7番目の締約国となり、2021年9月、ペルーが8番目の締約国となった。

TPP11協定の発効後、閣僚級を含めTPP委員会が5回開催されており、2021年は日本が議長国を務め、6月に第4回、9月に第5回をオンラインで開催した。第4回TPP委員会では、同年2月1日に加入を正式に申請した英国の加入手続の開始と英国の加入に関する作業部会（AWG）の設置が決定された。新型コロナ感染拡大により世界経済が不確実なものとな

り、保護主義的な動きが一層顕著になる中、英国の加入手続の開始は、自由貿易を更に推進するとの世界に向けた力強いメッセージであり、自由で公正な21世紀型の貿易・投資ルールを広げていくためにも重要となる。英国の加入手続が、TPP11協定の高いレベルを維持しつつ円滑に進むよう、日本が議長を務めるAWGにおいてしっかりと議論していく。

2021年9月16日に中国が、同月22日に台湾が、同年12月17日にエクアドルが加入を正式に申請した。日本は、加入申請を行ったエコノミーが市場アクセス及びルールの面でTPP11協定の高いレベルを完全に満たす用意ができていくかをしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

(イ) 日EU経済連携協定（日EU・EPA）

日EU・EPAは2019年2月に発効した。EUは、日本にとって第三の輸出相手国（全体の9.2%）かつ第二の輸入相手国（11.4%）（いずれも2020年時点）となる重要なパートナーである。日・EUの経済規模は合わせてGDP（国内総生産）20.3兆ドル、貿易総額11.9兆ドルとなっており、日EU・EPAの発効により、世界GDPの約4分の1、世界貿易の約3分の1を占める自由な先進経済圏を構成している。

発効後は、本協定に基づく合同委員会及び12分野別の専門委員会などを通じて、本協定を着実に実施するため取り組んでいる。2021年2月の第2回合同委員会では、日EU・EPAの適正かつ効果的な運用を確保するための議論や、新型コロナ対策やグリーン、デジタル分野、WTO改革など、今後の日・EU間協力の在り方などについて意見交換を行った。

今後も、EPAの実施を通じ、基本的価値を共有するEUと共に様々な課題に取り組んでいく。

(ウ) 日英包括的経済連携協定（日英EPA）

2021年1月に発効した日英EPAは、良好な日英関係を更に発展させるための重要な基盤である。

日英EPAは日EU・EPAを基礎とし全24章

から構成されている。本協定は、日本から英国へ輸出する際の物品の関税率や英国に対する農水産品についての関税は日EU・EPAの範囲内での合意となっているものの、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを盛り込んでいく。また、日本が結ぶEPAで初めて、貿易による利益を女性が十分に享受できるよう、独立したジェンダーに関する章を設けている。

現在は13ある専門委員会・作業部会を通じて本協定の円滑な実施に関する取組を行っている。今後も日英経済関係の更なる深化に向けて、引き続き緊密に協力していく。

(エ) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本の主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、2013年3月に交渉を開始し、2021年12月までに計16回の交渉会合を行った。

(オ) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。2012年11月に、プノンペン（カンボジア）で開催されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉立上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催されるなど約8年の交渉を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2019年11月の第3回首脳会議において、以降の交渉への不参加を表明し、RCEP協定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP協定署名の際、署名国は、同協定がイ

インドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を日本の発案により発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定めた。インドがRCEP協定に参加することは、経済的にも戦略的にも極めて重要であり、日本は、インドのRCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

RCEP協定は、ASEAN構成国である署名国のうち少なくとも6か国かつASEAN構成国でない署名国のうち少なくとも3か国が批准書などを（寄託者である）ASEAN事務局長に寄託した日の後60日で、これらの署名国について効力を生ずることとなっており、2021年11月2日までに日本のほかにブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国及びニュージーランドが寄託したことから、2022年1月1日に、これらの国についてRCEP協定が発効することとなった。また、2021年12月3日に寄託した韓国については2022年2月1日に発効することとなった。日本としては、RCEP協定の完全な履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

（カ）アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想

2016年、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議で採択された「FTAAPに関するリマ宣言」において、(1)FTAAPは質が高く包括的で次世代貿易・投資課題を組み込み、TPP11協定やRCEP協定などを道筋として構築されるべきこと、(2)その能力構築を支援する作業計画に着手することなどが確認された。2020年の首脳への進捗報告においては、更なる取組の必要性が確認された。日本は、2017年以降、FTAやEPAにおける「競争章」や投資政策に関するワークショップや政策対話を開催し、能力構築支援に継続的に取り組んでいる。また、TPP11協定やRCEP協定の発効は、質が高く包括的なFTAAPを実現する観点からも重要な意義がある。

イ 二国間協定

（ア）日・トルコEPA

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。トルコは、これまでに20以上の国・地域とFTAを締結しており、日本としても、EPA締結を通じて日本企業の競争条件を整備する必要がある。

また、両国の経済界からも日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示されていることから、2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に一致し、2021年12月末までに17回の交渉会合が開催された。

（イ）日・コロンビアEPA

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げているコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を開始した。コロンビアは各国（米国、カナダ、EU、韓国など）とFTAを締結していることから、日本も競争環境を整える必要性が高まっているほか、EPA締結による二国間関係の強化は、国際場裡における協力強化や太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）との協力促進にもつながることが期待されており、引き続き交渉を行っている。

ウ その他の発効済みの経済連携協定（EPA）

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン、及びベトナムから看護士・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、インドネシア（2008年開始）、フィリピン（2009年開始）及びベトナム（2014年開始）の累計受入数はそれぞれ3,346人（2021年度まで）、3,147人（2021年度まで）及び1,543人（2021年

度まで)となっている。また、2020年度までの累計国家試験合格者数は、看護師は529人、介護福祉士は1,762人である。

エ 投資関連協定

投資関連協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄与すると考えられることから、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。

3月には日・コートジボワール投資協定が、7月には日・ジョージア投資協定がそれぞれ発効した。2022年1月末時点で、発効済みの投資関連協定が51本（投資協定34本、EPA17本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が3本（投資協定2本、EPA1本）あり、これらを合わせると54本となり、79の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると、94の国・地域、日本の対外直接投資額の約93%をカバーすることとなる⁵。

オ 租税条約/社会保障協定

(ア) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に努めている。

2021年には、ペルーとの租税条約（1月）、スペインとの新租税条約（全面改正）（5月）、ウルグアイとの租税条約（7月）、ジョージア

との新租税条約（全面改正）（7月）及びセルビアとの租税条約（12月）が発効した。また、スイスとの租税条約の改正議定書（7月）が署名された。さらに、3月にはウクライナとの間で、5月にはアゼルバイジャンとの間で、新租税条約（全面改正）の締結交渉を開始した。2021年12月末時点で、日本は82本の租税条約などを締結しており、148か国・地域との間で適用されている。

(イ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2021年12月末時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は23か国である。

(2) 国際機関における取組

ア 世界貿易機関（WTO）

(ア) オコンジョ新事務局長の就任

WTOは現在、新興国の台頭やデジタル経済の進展などの変化に加え、新型コロナへの取組などの新たな課題に直面している。このような状況の中、2月、初のアフリカ出身かつ女性の事務局長としてオコンジョ＝イウェアラ氏がWTO事務局長に任命された。オコンジョ事務局長は国内外で数々の要職を歴任しており、これらの経験で培った深い知見・経験を基に、WTOの諸課題に取り組むことが期待される。日本としても同事務局長の任命を歓迎しており、就任直後の3月には、茂木外務大臣は同事務局長との間で電話会談を行い、事務局長と協力してWTO改革を進めていくことを確認した。

(イ) WTOのコロナ対応

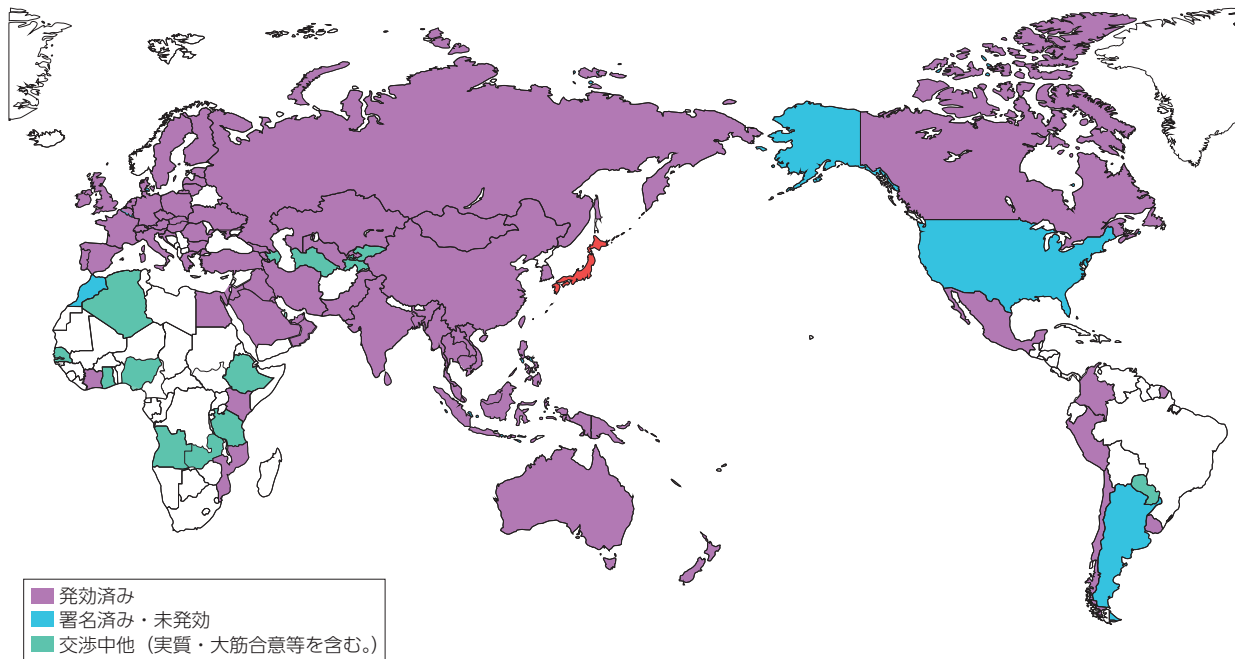
新型コロナの感染拡大に際し、WTO事務局は、貿易と新型コロナに関連する各種報告書を

⁵ 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2020年末時点）

投資関連協定の現状（2022年1月末時点）

投資関連協定^(注1)の交渉状況 （注1）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- ・発効済：51本（投資協定34本、EPA17本）
 - ・署名済・未発効：3本（投資協定2本、EPA1本）
 - ・交渉中：19本（投資協定16本、EPA3本）
- 79の国・地域をカバー
交渉中のものも発効すると94の国・地域をカバー



■発効済（終了したものを除く。）

（ ）：発効年（注2）：「自由化型」協定

投資協定

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1 エジプト（1978） | 18 日中韓（2014） |
| 2 スリランカ（1982） | 19 ミャンマー（2014） ^(注2) |
| 3 中国（1989） | 20 モザンビーク（2014） ^(注2) |
| 4 トルコ（1993） | 21 コロンビア（2015） ^(注2) |
| 5 香港（1997） | 22 カザフスタン（2015） |
| 6 パキスタン（2002） | 23 ウクライナ（2015） |
| 7 バングラデシュ（1999） | 24 サウジアラビア（2017） |
| 8 ロシア（2000） | 25 ウルグアイ（2017） ^(注2) |
| 9 韓国（2003） ^(注2) | 26 イラン（2017） |
| 10 ベトナム（2004） ^(注2) | 27 オマーン（2017） |
| 11 カンボジア（2008） ^(注2) | 28 ケニア（2017） |
| 12 ラオス（2008） ^(注2) | 29 イスラエル（2017） ^(注2) |
| 13 ウズベキスタン（2009） ^(注2) | 30 アルメニア（2019） ^(注2) |
| 14 ペルー（2009） ^(注2) | 31 ヨルダン（2020） |
| 15 パプアニューギニア（2014） | 32 アラブ首長国連邦（2020） |
| 16 クウェート（2014） ^(注2) | 33 コートジボワール（2021） ^(注2) |
| 17 イラク（2014） | 34 ジョージア（2021） ^(注2) |

（注）台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成。

投資章を含むEPA

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 シンガポール（2002） ^(注2) | 12 モンゴル（2016） ^(注2) |
| 2 メキシコ（2005） ^(注2) | 13 TPP11協定 ^(注3) （2018） ^(注2) |
| 3 マレーシア（2006） ^(注2) | 14 EU（2019） ^(注2) |
| 4 チリ（2007） ^(注2) | 15 ASEAN（2020） ^(注4) ^(注2) |
| 5 タイ（2007） ^(注2) | 16 英国（2021） ^(注2) |
| 6 ブルネイ（2008） ^(注2) | 17 RCEP協定 ^(注5) （2022） ^(注2) |
| 7 インドネシア（2008） ^(注2) | |
| 8 フィリピン（2008） ^(注2) | |
| 9 スイス（2009） ^(注2) | （注3）TPP11協定：環太平洋パートナーシップに
関する包括的及び先進的な協定 |
| 10 インド（2011） ^(注2) | （注4）改正議定書の発効年 |
| 11 オーストラリア（2015） ^(注2) | （注5）RCEP協定：地域的な包括的経済連携協定 |

■交渉中

投資協定

- | | |
|------------|-------------|
| 1 アンゴラ | 9 キルギス |
| 2 アルジェリア | 10 ナイジェリア |
| 3 カタール | 11 ザンビア |
| 4 ガーナ | 12 エチオピア |
| 5 タンザニア | 13 タジキスタン |
| 6 バーレーン | 14 EU |
| 7 トルクメニスタン | 15 パラグアイ |
| 8 セネガル | 16 アゼルバイジャン |

投資章を含むEPA/FTA

- 1 カナダ
- 2 日中韓
- 3 トルコ

■署名済・未発効

- ・ TPP協定^(注6)（2016年2月署名、承認済み）（EPA）^(注2)
- ・ アルゼンチン（2018年12月署名、承認済み）^(注2)
- ・ モロッコ（2020年1月署名、承認済み）

（注6）TPP協定：環太平洋パートナーシップ協定

作成・公表している。また、2021年に公表した「世界貿易報告書2021」の中で、経済的強靱性を高めるためには、更なる国際連携が必要であると指摘した。

また、新型コロナに関連し、ワクチンやその原材料を含む医療物品に対する輸出規制、透明性などに関する議論や、ワクチンなどの知的財産権をめぐる議論などが、WTOで行われている。中でも、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）⁶上の義務免除に関する議論が特に大きな注目を集めている。この議論は、2020年10月にインドと南アフリカが、新型コロナ感染対策に関連しTRIPS協定上の幅広い義務の免除を提案したことから始まった。これに対し、2021年5月、米国は、コロナワクチンに係る知的財産保護免除を支持すると発表し、6月には、EUが、TRIPS協定における強制実施許諾関連規定の使用に係る合意に関する提案を行った。オコンジョ事務局長も合意に向け精力的に関与しており、議論が続いているものの、合意の目処は立っていない（2022年2月1日時点）。

（ウ）第12回WTO閣僚会議（MC12）の延期

2021年11月末に予定されていたMC12での成果を目指し、日本を含めたWTOメンバーは精力的に交渉を行ってきた。特に、20年間にわたり交渉が続いている漁業補助金交渉については、オコンジョ事務局長就任以降特に交渉が加速しており、7月には同交渉に関する貿易交渉委員会閣僚級会合がオンライン形式で開催され、外務省からは鷲尾英一郎副大臣が出席し、交渉の早期妥結にコミットした。11月24日には、林外務大臣はオコンジョ事務局長との間でオンライン会談を行い、MC12に向け互いに緊密に連携していくことを確認した。しかし、新型コロナ（オミクロン株）の拡大に伴い、11月末に予定されていたMC12は延期される

こととなった。MC12は既に開催が2度延期されており、今回で3回目の延期となる。その後、MC12は2022年6月に開催されることが決定された。

（エ）有志国間での取組の進展

MC12が延期された一方で、延期決定後の12月には、有志国間での取組にいくつかの進展が見られた。まず、日本を含む67か国・地域により、WTOサービス国内規制に関する交渉の妥結を確認する宣言が発出された。今般合意された規律は、免許要件及び資格要件に関する法令の公表などの各国の国内規制に関する指針を定めている。本交渉の妥結は、海外進出企業の利便性向上につながるものであり、複数国間（プルリ）交渉の成果として意義がある。また、電子商取引に関する交渉に関し、共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールの関係閣僚は、これまでの交渉の進捗を確認し、合意に向けた道筋を示す、共同議長国閣僚声明を発出した。WTOにおいて、電子商取引交渉は最重要分野の一つであり、交渉の更なる進捗を目指し、成果を積み上げていくことが重要である。日本は、電子商取引交渉の共同議長国として、多くの参加国を包摂していく形で、データ流通の自由化を含む高い水準のルール形成を目指し、引き続き交渉を加速していく。

貿易と環境についても、12月、日本を含む70か国・地域により、「貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明」が発出された。

（オ）紛争処理⁷

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO協定上の紛争を手続に従い解決するための制度であり、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。第2審（最終審）に相当する上級委員会は、2019年12月以降、審議に必要な委員数を確保できずその機

⁶ 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）を改正する議定書」の発効に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_11.html

⁷ 関連記事の掲載箇所はこちら：2021年版外交青書 225ページ特集「経済紛争処理課の新設」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2021/html/chapter4_02_06.html



能を停止しているが、第1審に相当するWTOの紛争解決小委員会（パネル）に紛争を付託することは可能であり、2021年には9件の紛争が付託された。

日本は、2021年6月、中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止（AD）措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行った後、8月にパネル設置を要請した（9月パネル設置）。これにより、WTOの紛争解決手続に付託された日本の当事国案件は、6件となった（他5件は、インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置、韓国によるステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置、韓国による自国造船業に対する支援措置、インドによるICT製品に対する関税引上げ措置及び日本の対韓国輸出管理運用の見直し）。

イ 経済協力開発機構（OECD）

（ア）特徴

OECDは、経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、加盟国などに対し、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員会で行われる議論などを通じて、国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や、財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

（イ）2021年OECD閣僚理事会

2021年の閣僚理事会は2回に分けて実施され、第1部（5月31日及び6月1日）では、新旧事務総長交代式も行われた。議長国の米国、副議長国の韓国及びルクセンブルクの下、「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマにオンライン形式で議論が行われた。日本からは、西村康稔経済財政政策担当大臣及び鷲尾外務副大臣が出席し、鷲尾外務副大臣は、OECDのルール・スタンダード作りの役割に対する期待、G20を始め他の機関との連携及び東南アジアへのアウトリーチ強化の重要性を発信した。

第2部（10月5日、6日）は、2年ぶりにOECD

本部（パリ）で対面（一部参加者はオンライン）で開催され、第1部に引き続き「共通の価値：グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、気候変動、国際課税、デジタル化、貿易など、経済分野で国際社会が直面する共通の課題について活発な議論が行われた。日本からは、岡村善文OECD代表部特命全権大使他が出席した。第2部では「OECD設立60周年ビジョン・ステートメント」と「閣僚声明」が採択された。前者は2021年がOECD設立60周年に当たり、世界がグローバルな協力と行動を必要とする課題に直面する中、OECD加盟国が、個人の自由の保護、民主主義、法の支配などの共通の価値を持ち、志を同じくすることを改めて強調し、その上で、世界経済の持続可能な発展に対するコミットを新たにすることなどを含む、OECDの今後10年の理念を示すものである。後者は閣僚理事会の議論の成果として採択され、DFFTの推進（個人データへのガバナメント・アクセスに関する高次原則の策定の促進など）を通じたデジタル経済の前進へのコミット、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などを通じた質の高いインフラ投資への支援、WTO改革や「G20／OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しの重要性など、日本の考えが多く反映されたものになった。

（ウ）各分野での取組

OECDはG20、G7、APECなど、他の国際フォーラムとの連携を深めており、国際課税制度の見直しの議論を主導するほか、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実施や鉄鋼及び造船の過剰生産能力問題への対処、コーポレート・ガバナンスに関する原則の改定などの取組がある。

（エ）東南アジア地域へのアウトリーチ

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、東南アジア地域プログラム（SEARP）を通じ同地域との関係強化に取り組んでいる。2021年は5月のSEARP地域フォーラムを含め、政策対話

などが行われた。日本は今後も、OECD東京センターを活用しながら、同地域からの将来的な加盟を後押ししていく。

(オ) 財政的・人的貢献

2021年現在日本は、OECDの本体予算（分担金）の9.1%（米国（20.2%）に次ぎ全加盟国中第2位）を負担している。また日本は代々事務次長（4ポストあり）を輩出しているほか（現在は武内良樹事務次長）、事務局には2020年末時点で約90人の邦人職員が勤務している。

(3) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO（TRIPS）⁸、世界知的所有権機関（WIPO）⁹などでの多国間の議論に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を行っている。また、二国間の対話においても、積極的に知的財産保護の強化を諸外国に求めている。EPAなどでも、知的財産に関する規定を設け、知的財産の十分に効果的な保護が達成されるよう努めており、TPP11協定や日EU・EPAに続き、日英EPA及びRCEP協定も、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となった。また、海外で模倣品・海賊版被害など知的財産についての問題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を指名し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。さらに、知的財産担当官会議を地域ごとに毎年開催し、各国における被害や在外公館の対応状況の把握、適切な体制構築に関する意見交換やベストプラクティスの共有を行い、知的財産権侵害への対応の強化を行っている。2021年は東南アジア（3月）及び中南米（11月）を対象に行った。

3 国際会議における議論の主導

(1) G7・G20

ア G7

G7では、基本的価値を共有する各国の間で率直な議論を行い、国際社会が直面する様々な課題に結束して対応している。

英国はG7議長国就任後間もない2月19日にG7首脳テレビ会議を開催し、G7首脳は、民主的で開かれた経済と社会の強みと価値をいかしていくことで一致した。

6月11日から13日まで開催されたG7コーンウォール・サミットは、2年ぶりの対面でのサミットとして世界の注目を集めた。「より良い回復」という全体テーマの下、G7の中心的議題である世界経済・貿易や外交・安全保障について、首脳間で率直な議論が行われた。会議の一部にはG7メンバー以外のアウトリーチ国（オーストラリア、インド、韓国、南アフリカ）や国際機関も参加した。

菅総理大臣は、「より良い回復」を達成する上では多角的貿易体制の推進、サプライチェーンの脆弱性^{ぜい}への取組などが重要であり、また「開かれた社会」の実現のためには信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の推進などが重要であることを強調した。国際保健については、ワクチンの普及や保健システム強化に向けた日本の取組などを紹介した。気候変動については、2021年から2025年までの5年間にお



G7コーンウォール・サミット
（6月11日、英国・コーンウォール 写真提供：内閣広報室）

⁸ TRIPS : Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）

⁹ WIPO : World Intellectual Property Organization

いて官民合わせて6.5兆円相当の気候資金支援を実施し、適応分野の支援を強化することなどを表明した。

議論の中で日本を含む複数の国から中国に関する発言があり、中国に関し、世界経済の公正性や透明性を損なう非市場主義政策及び慣行への共同のアプローチについて協議すること、気候変動、生物多様性などの国際課題において協力していくこと、特に新疆ウイグル自治区や香港について、人権や基本的自由を尊重するように中国に呼びかけていくことなどを確認した。加えて、東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き深刻に懸念し、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な試みに強く反対すること、また台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促すことでも一致した。

議論の結果、G7首脳は、協力して新型コロナウイルスに打ち勝ち、より良い回復を成し遂げ、国際協調と多国間主義に基づき、民主的で開かれた経済と社会を推進することで一致し、G7首脳コミュニケを含む成果文書が発出された。

首脳会合に加えて閣僚会合も数多く行われ、このうちG7外務・開発大臣会合は5月3日から5日まで（英国・ロンドン）と12月11日から12日まで（英国・リバプール）の二度にわたり対面で開催された。北朝鮮、中国、ロシア、中東など、地域情勢について活発な議論が行われたほか、新型コロナ対応、女子教育、気候変動、人道危機などにおけるG7での連携を確認し、またメディアの自由、サイバー・ガバナンス、信教及び信条の自由などについても取り上げられた。12月の会合の一部にはASEAN諸国の外相も招待され、対面又はオンライン形式で参加し、G7とASEANとの協力についても議論された。

1 G20

G20は、主要先進国・新興国が参画する国際経済協調の第一のフォーラムである。

10月30日及び31日に開催されたG20ローマ・サミットでは、議長国イタリアが掲げた



G20ローマ・サミット
(10月30日、イタリア・ローマ 写真提供：内閣広報室)

「人、地球、繁栄」という優先課題の下、国際保健、気候変動、開発などの重要課題について議論を行い、議論の総括としてG20ローマ首脳宣言が発出された。岸田総理大臣は、ワクチンの普及や将来の健康危機に備えることの重要性を指摘したほか、DFFT、質の高いインフラ投資及び開発金融の公正性・透明性に関して日本の考えを説明するとともに、先進各国による気候資金支援の重要性を強調し、首脳間の議論に貢献した。

また、6月28日から30日までイタリアで開催されたG20外相及び開発大臣関連会合には、茂木外務大臣が出席し、多国間主義、アフリカ、食料安全保障、開発、人道支援などについて議論した。

(2) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。アジア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長センター」であり、APECはこの地域の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の推進、経済・技術協力などの活動を行っている。国際的なルールに則り、貿易・投資の自由化・円滑化と連結性の強化によって繁栄するアジア太平洋地域は、日本が志向する「自由で開かれたインド太平洋」の核である。日本がAPECに積極的に関与し、協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする上で非常に大きな意義がある。

2021年はニュージーランドが議長を務め、

「共に参加し、共に取り組み、共に成長する」という全体テーマ及び(1)回復を強化する経済・貿易政策、(2)回復に向けた包摂性・持続可能性の向上、(3)イノベーションとデジタルに対応した回復の追求という三つの優先課題の下、年間を通じてテレビ会議形式による様々な会合で議論が進められた。中でも、新型コロナ流行下で必要不可欠な物品やサービスの貿易円滑化、気候変動に対処するために貿易の果たし得る役割を模索する中で、環境物品リストの技術的な更新やその将来的な拡大の可能性、環境関連サービスの参照リスト作成と将来的な更新、非効率な化石燃料補助金の削減に関する議論が進められた。

テレビ会議形式で開催された11月12日の首脳会議では、首脳宣言が採択されたことに加え、「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が附属書として採択された。この行動計画は、「貿易・投資」、「イノベーションとデジタル化」、「力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長」及び「APECの制度的枠組みの継続的な改善」の各章で構成され、各エコノミーが個別に、また、APECが全体として取り組むべき具体的課題と方向性が記されている。

首脳会議に出席した岸田総理大臣は、新しい資本主義の実現を目指すことで、日本経済を新たな成長軌道に乗せ、アジア太平洋の成長に貢献していくことを表明した。その上で、コロナ後の成長に必要な要素として、経済回復を強化する自由で公正な貿易・投資環境の実現と強靱

なサプライチェーンの構築、TPP11協定のハイスタンダードを維持し、地域における自由で公正な経済秩序の構築に引き続き貢献すること、デジタル時代における「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」の推進、脱炭素化に向けた支援を通じアジア全体のゼロエミッション化を目指すこと、国際原油市場の安定化を図ることなどを訴えた。

2022年は、タイが議長を務めることとなっている。

4 日本の経済的な強みの発信

(日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。)

(1) 外務本省・在外公館が一体となった日本企業の海外展開の推進

外国に拠点を構える日系企業の拠点数は、2020年10月時点で8万以上にも上る。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開にこれまで以上に積極的に取り組んできたことの現れである。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開推進に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が率先し、日本企業支援担当官を始めとする館員が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じた具体的支援を行うために、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーや各種情報提供及び法律相談を、2021年度にはアジア地域を中心に、13か国19公館で実施した。

ビジネスに関する問題の相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパnbrand」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会などを広



APEC 首脳会議 (11月 写真提供: 内閣広報室)

報・宣伝する場として、また、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸などを積極的に提供することにより、幅広く広報を行ってきている。そのほか、新型コロナの世界的流行に鑑み、オンラインなども活用して事業に取り組んだ。

官民連携・企業支援という観点からは、これから海外展開をしようとする日本企業の支援だけではなく、既に海外に展開している日系企業の支援も重要である。2016年6月に英国で行われたEU残留・離脱を問う国民投票を踏まえ、英国は2020年1月31日にEUを離脱し、同年12月31日をもって移行期間が終了した。政府は、英国やEUの動きや交渉が日系企業に多大な影響を与え得る観点から、これまで2016年7月に立ち上げた内閣官房副長官を議長とする「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」（2020年1月末までに15回開催）や、在外公館でのセミナーなどを通じて、政府全体で必要な取組を行ってきた。引き続き関連動向を注視していくとともに、日英EPAの適切な運用及び日系企業に対する情報提供を含め、必要な対応を行っていく。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2021年12月までに52回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、そのフォローアップを行ってきたが、2020年12月に近年の情勢変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下「新戦略」という。）を策定し、(1)経済成長の実現、(2)SDGs達成への貢献、(3)「自由で開かれたインド太平洋」の実現を目的の3本の柱とし、2025年のインフラシステムの受注額を34兆円とすることが目標として掲げられた。2021年6月には「ポストコロナを見据えた新戦略の

着実な推進に向けた取組方針」を決定し、ユーティリティ、モビリティ・交通、デジタル、建設・都市開発農業・医療・郵便等の5分野の「分野別アクションプラン」の策定や総理のトップセールスを補完する各省幹部トップセールスの件数などの政策目標（Key Performance Indicator：KPI）を設定するなど、新戦略の目標達成に向け、具体的施策を推進している。

また、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を指名し（2022年2月末時点で75か国97公館、約200名）成果を上げてきている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進 (東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制)

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、政府一体となった取組を一層促進すべく、2020年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が策定され、農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年に5兆円にするという目標の達成に向け、輸出産地・事業者の育成などを行っていくこととなった。また、輸出額1兆円を突破した2021年末には本戦略を改訂し、品目団体の組織化など、更なる輸出拡大に向けて取組を加速化させる。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、在外公館などのネットワークを利用し、SNSなども活用しつつ、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信している。特に、55か国・地域の59か所の在外公館には、日本企業支援担当官（食産業担当）を指名し、農林水産物・食品の輸出促進などに向けた取組を重点的に強化しているほか、その他の国・地域においても各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的な取組を行っている。さらに、今後、主要な輸出先国・地域において、在外公館とJETRO海外事務所などを主要な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を

包括的・専門的・継続的に支援することとなっている。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した、日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。2021年は震災・原発事故から10年の節目となったが、依然として震災・事故後に規制を導入した55か国・地域のうち14の国・地域（2021年12月時点）において、日本の農林水産物・食品などに対する輸入規制措置が維持されていることは大きな問題である。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も関係省庁と連携しながら、一日も早くこうした規制が撤廃されるように取り組んでいる。

こうした取組の結果、2021年にはイスラエル（1月）、シンガポール（5月）、米国（9月）が輸入規制を撤廃し、累計で41か国・地域（カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、オーストラリア、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア（フランス領）、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、アラブ首長国連邦、レバノン及び上記3か国）が規制を撤廃した。また、香港（1月）、仏領ポリネシア（3月）、EU（10月）も規制を緩和するなど、規制の対象地域・品目が縮小されてきた（2021年12月末時点）。

引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、規制措置を維持する国・地域に対し、科学的根拠に基づく早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、より一層説明及び働きかけを行っていく。

5 資源外交と対日直接投資の促進

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、(1)需要（消費）構造、(2)供給（生産）構造、(3)資源選択における三つの構造的な変化が生じている。(1)需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。(2)供給については、「シェール革命」により、石油・天然ガスとともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国产の液化天然ガス（LNG）の更なる輸出を促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。(3)資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス（GHG）の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への転換に向けた動きが加速している。また、気候変動に関するパリ協定が2015年12月に採択されて以降、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展している。加えて、2021年に入り、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言が相次いでおり、世界の脱炭素化へのモメンタム（勢い）は高まりを見せている。

原油市場の動きについて見ると、新型コロナウイルス感染拡大を受け、移動の減少、経済活動の停滞により石油需要は激減し、2020年2月頃から原油価格は徐々に下落した。加えて同年3月にはOPEC¹⁰プラスによる協調減産が決裂し、原油価格は大幅に下落し、同年4月にはWTI先物価格は史上初となるマイナス価格を記録した。その後、OPECプラスは同年5月以降の協調減産に合意し、供給過剰は緩和されことで原油価格も徐々に上昇し、2021年2月には新型コロナウイルス発生前の水準に近づいた。しかし、その

¹⁰ OPEC : Organization of Petroleum Exporting Countries

後新型コロナからの経済回復に伴い、供給不足が顕著となり、原油価格は新型コロナ発生前の水準を超え、10月に3年ぶりの高値を付けた。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略を受け、エネルギー価格は更なる高騰を見せ、今般の侵略が今後のエネルギー市場の安定にどのような影響を及ぼすかについては、予断を許さない状況にある。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した。石油、天然ガス、石炭などのほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む。）は、2011年震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、2019年度には12.1%まで持ち直したものの、他のOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。また、日本の原油輸入の約90%が中東諸国からであり、LNGや石炭については、中東への依存度は原油に比べて低いものの、そのほとんどをアジアやオセアニアからの輸入に頼っている。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。

同時に、気候変動への対応も重要となっている。日本は、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、2021年4月に、2030年度の46%削減、更に50%を目指して挑戦を続ける新たな削減目標を表明した。

こうした状況を背景に、2021年10月に閣議決定された、「第6次エネルギー基本計画」では、エネルギー源の安全性（Safety）、安定的供給の確保（Energy Security）エネルギーコストの経済的効率性の向上（Economic Efficiency）、気候変動などの環境への適合性（Environment）を考慮した、「S+3E」の原則を引き続き重視しながら、2030年までの具体的な取組を示している。

1 エネルギー・鉱物資源の安定的かつ

安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 在外公館などにおける資源関連の情報

収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、2021年9月末時点、合計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置している。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄し、業務に従事する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を毎年開催している。2021年は、新型コロナの影響を受け、2月19日、オンライン形式で開催した（詳細は248ページウ（イ）を参照）。また、2017年から特定地域を対象とした地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議も開催している。2019年には中東地域を対象としてエジプトで開催し、外務本省と在外公館、政府関連機関との連携強化の重要性、日本のエネルギー・資源外交及び再生可能エネルギー外交を効果的に推進していくための方策について議論を行った。

(イ) 原油価格高騰を受けた取組

2021年10月に原油価格が7年ぶりの高値を付けるなど、原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復を抑制する懸念を踏まえ、外務省は様々なレベルで産油国に対する原油増産の働きかけを行ったほか、消費国や国際機関との連携を強化した。

具体的には10月18日に茂木外務大臣とアフマド・クウェート外相、11月8日に本田太郎外務政務官とエシムベコフ駐日カザフスタン大使との会談において協力を要請したほか、在外公館や関係省庁を通じて産油国に対して働きかけを行った。

加えて、ASEAN+3首脳会議やG20首脳会議といった多国間の枠組みを活用し、産油国・消費国と連携しつつ、成果文書でエネルギー市場の安定化の重要性を確認した。また、11月9日には、国際エネルギー機関（IEA）のビロル事務局長と、11月22日には、国際エネルギーフォーラム（IEF）のマクモニグル事務局長と、それぞれ担当局長との間で協議を行い、国際機関との連携も深めた。さらに同月24日には、米国や関係国と歩調を合わせ、現行の石油備蓄法に反しない形で国家備蓄石油の一部を売却することを決定した。

（ウ）国際的なフォーラムやルールの活用

エネルギーの安定供給に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用している。脱炭素化への世界的なモメンタムが強まる中で、現実的なエネルギー転換を図るために、エネルギー安全保障との両立の視点とエネルギー転換に不可欠な重要鉱物資源の安定的確保が重要であることを国際社会に発信している。

5月、鷲尾外務副大臣は、国際エネルギー機関（IEA）主催による重要鉱物資源に係るウェビナーに出席し、パリ協定の目標達成には、加速化したエネルギー転換に必要な鉱物資源の安定的な確保が必要であるとして、投資の拡大やイノベーションの促進に加え、普遍的な価値に基づいたルールの必要性を呼びかけた。

7月、イタリアを議長としてG20気候・エネルギー大臣会合が対面開催され、外務省からは、鷲尾外務副大臣が出席した。今次会合では、都市と気候変動、持続可能な回復とクリーンエネルギーへの移行、エネルギー貧困などについて議論が行われ、同会合の成果文書として、閣僚声明が発出された。同コミュニケでは、新型コロナ感染拡大が世界のエネルギー市場の不安定化を招いている状況に対し、エネルギーシステムの強靱化¹¹に向けた国際協力の重要

性を確認し、安全、安価で持続可能なエネルギーへのアクセス実現の重要性を確認した。さらに、2019年のG20大阪サミットにおいて確認されたS+3Eを実現するためにはエネルギー転換が重要であることを再確認した。

9月、国連が持続可能な開発における、2030年目標（SDGs）のエネルギー関連の目標（SDG7）の実現の促進を目的として、国連エネルギー・ハイレベル対話がオンラインで開催され、鷲尾外務副大臣が参加した。日本は、本会合の五つのテーマのうち、「エネルギー・アクセス」のグローバル・チャンピオン¹¹を務めた。鷲尾外務副大臣は、新型コロナの感染拡大により、エネルギーを含む社会サービスの安定供給における様々な課題が明らかとなり、SDGs達成が遠ざかっていることへの危機感を表明し、加えて、SDG7が掲げるエネルギー・アクセスの確保は、新型コロナ流行下からの持続可能な開発と経済成長を実現するため、また、人間の安全保障の実現の観点からも重要であると述べた上で、エネルギーをめぐる事情は国や地域によって様々であることから、それに応じた対応が不可欠であると強調した。

9月、鷲尾外務副大臣は、IEAとオマーン政府の共催による中東・北アフリカのエネルギー転換に関する閣僚対話に出席した。日本と中東・北アフリカ諸国との間での長年にわたるエネルギー分野での良好な協力関係に言及するとともに、世界が脱炭素化に向けた取組を加速する中、脱炭素化とエネルギー安全保障を両立させるためには、「イノベーションの促進」と「各国間の協働関係の強化」が重要であると発言した。

ウ エネルギー・資源外交に関する2021年の主な取組

（ア）エネルギー・資源外交政策の検討と打出し

1月、鷲尾外務副大臣は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）¹²第11回総会（オンライ

¹¹ グローバルチャンピオン：本対話準備プロセスにおいて、テーマに関する議論を主導し、関連会合を開催するなど、積極的に関与することが期待されている。

¹² IRENA：International Renewable Energy Agency



IRENA 第21 回理事会（オンライン形式）で議長を務める鰐尾副大臣（5月、東京）

ン形式）に出席し、カーボンニュートラルへの道筋と再生可能エネルギー大量導入に向けた課題と日本の取組に関するスピーチを行った。同スピーチでは、カーボンニュートラルの実現のための道筋は各国様々であり、再生可能エネルギーの導入を最大限進めつつ、技術とイノベーションを総動員する必要があること、加えて、開発途上国の脱炭素化のための支援も重要であることを指摘した。

さらに、再生可能エネルギーの大量導入を進めるに当たり、その裨益だけでなく課題にも目を向ける必要があることも指摘した。特に、調整力の確保や電力システム全体のコスト評価、蓄電池やモーターなどに使われる鉱物資源の確保、そして、2030年頃から寿命を迎える太陽光パネルなどの大量廃棄への対処を今後の課題として挙げ、IRENAの場で各国が協調してこれらの課題に対処していくことへの期待を述べた。

また、5月には鰐尾副大臣はIRENAによる第21回理事会（オンライン形式）に出席し、議長を務めた。IRENAの事業の方向性を議論する重要な会合であり、97の国と地域から300人を超える代表者が理事会に出席した。

（イ）エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議

外務省では、2009年度から、主要資源国に設置された大使館・総領事館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えた会議を

毎年開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってきた。2021年2月19日には「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催し、前日外務省がオンラインで開催した、2020年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「自由で開かれたインド太平洋とエネルギー・鉱物資源の現在」（以下（ウ）参照）での議論とも連携し、新型コロナの拡大や米国新政権の発足などの情勢の変化を受けた日本のエネルギー・鉱物資源の確保の在り方について、議論を交わした。同戦略会議には、40公館を超えるエネルギー・鉱物資源専門官設置国の大使館・総領事館職員及び資源エネルギー庁関係者が参加した。議論を通じ、参加者は、国際社会がエネルギー転換に舵を切る中、重要鉱物資源の安定的な供給確保がますます重要になっており、今後、更に相互の連携を強化し、各国・地域におけるエネルギー・鉱物資源を取り巻く状況を正確に分析し、対策をとっていく重要性などにつき、認識を共有した。

（ウ）アジア・エネルギー安全保障セミナー

2021年2月18日、外務省は、日本経済団体連合会の後援の下、2020年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「自由で開かれたインド太平洋とエネルギー・鉱物資源の現在」をオンラインで開催した。本セミナーには、鰐尾外務副大臣が出席したほか、日本経済団体連合会の大林剛郎経団連外交委員長／大林組代表取締役会長が後援団体を代表して出席した。エネルギー・鉱物資源分野に携わる国際機関関係者、有識者、企業関係者、報道関係者が登壇した。セミナーには国内外から約500人がオンラインで参加登録。冒頭、鰐尾外務副大臣から、国際社会が化石燃料から再生可能エネルギーを中心とした社会への転換を急ピッチで進める中、再生可能エネルギーに利用される鉱物資源が将来にわたって安定的に供給されることが鍵となり、このためには、「自由で開かれたインド太平洋」の考え方の下、公正な市場の実現、人権

の保護、透明な労働基準の確保といった普遍的な価値の拡大を志向する国々との協力と連携が不可欠であることや、官民が連携して鉱物資源をめぐる問題に取り組む重要性について述べた。「米新政権発足と米国のエネルギー・鉱物資源政策」をテーマとして、ピーター・ハース 米商務省経済商務局 商務次官補代行及びアンナ・シュピッツバーグ 米商務省エネルギー資源局 副次官補からのビデオメッセージに続き、有識者及び企業関係者を交えたパネルディスカッションが行われた。続いて、「インド太平洋地域におけるエネルギー転換」をテーマに、ティム・グールド 国際エネルギー機関（IEA）エネルギー供給・投資展望課長からグリーンエネルギー転換における重要鉱物の役割について説明し、有識者、企業関係者及び報道関係者を交え、エネルギー転換を支えるエネルギー・鉱物資源とインド太平洋地域における今後の連携可能性などにつき、活発な議論を行った。

（エ）エネルギー憲章条約の近代化に係る交渉の開始

エネルギー憲章に関する条約（Energy Charter Treaty：ECT）は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である（日本は1995年に署名、2002年に発効）。欧州及び中央アジア諸国を中心とした52か国・機関が本条約を締結している。

エネルギー原料・産品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

1998年に発効してから20年以上が経過し

た本条約については、昨今のエネルギー情勢や投資協定の現状などを踏まえて条約の内容を近代化するため、条約改正に向けた議論が行われている。2020年から本格的な交渉が開始され、投資保護、紛争解決、通過などに関する多岐にわたる内容について議論が行われており、日本としても積極的に交渉に関与している。また、日本はECTの最大の分担金拠出国であり、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務め、東京でエネルギー憲章会議第27回会合を開催するなど、ECTの発展に貢献してきている。2021年9月には、ECTの運営組織であるエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として初めて副事務局長に就任し、事務局運営の強化にも貢献している（250ページ コラム参照）。

（2）食料安全保障の確保

2021年の世界の人口は約78.8億人と推定されており（国連人口基金発表）、今後、アフリカやアジアを中心に人口の増加が見込まれている。また、開発途上国の食生活の変化に伴い、飼料用穀物の生産を急増させる必要があるとされている。一方、国内では、日本の食料自給率（カロリーベース（農林水産省発表））は長期的に低下傾向で推移してきたが、近年は横ばいで推移し、2020年度実績は37%となっている。日本は食料の多くを輸入に依存しており、国民への安定的な食料の供給のためには、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることが必要である。

世界的に中長期的に食糧需給の拡大が見込まれる中、安定的な輸入を確保するためには、世界全体の食料増産を押し進める必要があり、環境負荷を低減しつつ増産を図る持続可能性の確保も求められている。加えて、作況や自然災害などによる食料価格の不安定化に備え、安定的な農産物市場や貿易システムを形成するなどの取組により、日本の食料安全保障の確立を図っていかなければならない。

新型コロナの感染拡大は、世界の食料安全保障に影響を与えた。ロシアを始め、複数の輸出

コラム

エネルギー憲章事務局副事務局長への廣瀬敦子氏の任命

■ 菊地信之資源安全保障室長からのメッセージ

外務省に届いた一通の履歴書から、今回の国際機関の幹部ポスト獲得に向けた「闘い」が始まりました。

日本政府として国際機関の幹部ポストへの日本人職員の増強に力を入れる中、職員募集に応募する廣瀬敦子氏の履歴書が外務省に届いたのは、折しもエネルギー憲章事務局のナンバー2である副事務局長ポストの募集が公表されたタイミングでした。

何よりも重要なのは強力な候補者を見つけ出すことです。外務省の職員募集に応募のあった廣瀬敦子氏の経歴にたまたま目がとまりました。数々の国際機関でのマネジメント経験、エネルギー関連プロジェクトに關与してきた実績、弁護士資格や国際仲裁経験を有するなど、副事務局長ポストに求められる資質を満たすに余るのではと。手探りで廣瀬氏とコンタクトを取り、擁立に至りました。

本ポストは、エネルギー原料・製品の貿易・通過の自由化、エネルギー分野の投資の保護などを規定する多国間条約であるエネルギー憲章条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議によって直接任命される、独立性が高く、予算や人事を司る枢要なものです。当然、他国からも有力な候補者の応募がありました。国際機関の幹部ポストの選考過程は、候補者同士の資質の闘いであるとともに、候補者を後援する政府同士の熾烈な競争でもあります。できることは全てやろうとの決意の下、まず、他の加盟国に日本政府の強力な支援があることを印象付ける書簡を外務大臣名で出し、さらに、在外公館を通じた全加盟国への働きかけを行いました。私自身、主要な政府の高官とのビデオ会議を通じ支援を要請し、鍵となる国については駐日大使に直接会うなど積極的な働きかけを重ねました。

努力の甲斐あってか、廣瀬氏が全会一致で副事務局長に任命されました。現在、条約の改正に向けた交渉が行われており、エネルギー分野での新たな国際ルール作りが進行しています。欧州諸国が加盟国の多くを占める本条約において、事務局のナンバー2が日本やアジアの立場が分かる人物である意義は小さくありません。

■ 廣瀬副事務局長からのメッセージ

2021年にエネルギー憲章事務局副事務局長の任命をいただきまして、9月に就任いたしました。着任後まだ間もありませんが、エネルギー憲章条約の大規模な改正を含む様々な事項に関する過渡期に携わることができまして、忙しく充実した日々を過ごしております。

エネルギー憲章条約は一般的な知名度はさほど高くありませんが、エネルギー分野に特化した唯一の多国間条約であり、日本企業もそれに基づいて投資関係の仲裁を成功裡に収めた成果もある、有益な条約です。

エネルギー憲章事務局は条約の実務執行も担っており、エネルギー関係の国際、地域協力も他の国際機関や地域機関と共に推進しております。小規模の国際機関ではありますが、ヨーロッパ、中央アジア、アフリカからの職員がおり、多様な文化と言語に触れる機会のある職場であるのも醍醐味です。エネルギー転換、再生エネルギー関係の投資の促進などへの当条約の更なる貢献に尽力して参りたいと思っております。

今まで様々な国際機関で働く機会があり、世界各国からの素晴らしい同僚に数多く巡り会えたことは宝だと思っております。他の方々にも是非同様の経験をさせていただきたく、国際機関の勤務を目指す方々が今後ますます増えることを祈念しております。



加盟国とのエネルギー協力に関するフォーラムで（筆者中央）



エネルギー憲章事務局のオフィスで

国が自国の食料価格の高騰などを理由に穀物などの輸出規制を行い、一部の地域ではロックダウンによって物流が停滞するなど、サプライチェーンの混乱が発生した。また、国連食糧農業機関（FAO）¹³によると、経済の落ち込みやサプライチェーンの混乱による食料アクセスの低下に伴い、世界の栄養不足人口は2020年に前年から1億人以上増加し、8億人を上回ったおそれがあるとされている。特に経済的に脆弱な地域への影響が大きく、世界の栄養不足蔓延率（Prevalence of Undernourishment）は8.4%から9.9%に増加したと報告されている。世界の主要な穀物などの生産は、需要に対して十分な量が確保される見込みであるが、感染拡大の長期化による影響が懸念されることから、食料サプライチェーンの強靱化の重要性が指摘されている。

また、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵略は、両国が世界有数の穀物などの輸出国であったことから、特に両国産穀物に多くを依存するアフリカ、中東、アジアの途上国を中心とする国々への安定的な穀物の供給に深刻な影響をもたらしたほか、世界各地で穀物の供給不足の懸念から取引価格が上昇し、食料品価格の高騰を招いている。このように、ロシアによるウクライナ侵略は、グローバル・サプライチェーンの混乱により引き起こされる食料安全保障の脆弱性を示し、新たな課題を浮き彫りにした。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

新型コロナウイルスの影響による食品の輸出規制やサプライチェーンの途絶、世界の飢餓人口が増加している状況などを踏まえ、2021年は、食料安全保障に対する国際的な関心が高まった。国際的な枠組みにおいても、国連の持続可能な開発目標であるSDGs目標2（飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する）を達成するために、食料の

生産、加工、輸送及び消費に関わる一連の過程から成る「食料システム」の変革に向けた議論が行われた。

2021年6月、イタリアにおいてG20外務・開発大臣会合が開催され、食料安全保障が単独のテーマとして取り上げられた。茂木外務大臣は、飢餓のない世界を実現するため、農業におけるイノベーションの促進、強靱な流通網の整備、食料の円滑な国際貿易の実現の重要性を主張した。会合では、新型コロナの影響からの「より良い回復」を目指すために、G20各国が協調することを表明する「食料安全保障、栄養及び食料システムに関するマテラ宣言」が採択された。

また、9月には、国連のグテーレス事務総長の呼びかけにより「国連食料システムサミット」が初めて開催された。150か国以上の首脳・閣僚級、国際機関、民間企業、市民社会の代表者などが参加する中、日本からは、菅総理大臣がビデオメッセージを発出し、食料生産性の向上と持続可能性の両立、自由で公正な貿易の維持・強化、各国・地域の気候風土、食文化を踏まえたアプローチの重要性を強調した。また、日本が12月に「東京栄養サミット2021」（221ページ 特集参照）を主催し、飢餓の撲滅を含め、国際社会が直面する世界の栄養改善に向けて、国際的な取組をリードしていく決意を表明した。

イ 国連食糧農業機関（FAO）との連携

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関であるFAOの活動を支えている。特に、日本は第3位の分担金負担国であり、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分野での開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議の実施や、国内における理解向上のためのシンポジウムな

¹³ FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

どを実施している。

(3) 漁業（マグロ・捕鯨など）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国である。海洋生物資源を持続可能な形で利用できるよう、関連する国際機関を通じて積極的に取り組んでいる。

日本は、鯨類について、科学的根拠に基づき持続可能な形で利用すべき海洋生物資源の一つとの立場をとっている。1982年に国際捕鯨委員会（IWC）¹⁴においていわゆる商業捕鯨モラトリアム¹⁵が可決されて以降、日本は、一部の鯨類について持続可能な形で利用できることを科学的に証明し、持続可能な捕鯨を再開するため、科学調査を通じて収集したデータを提供しつつ対話を進めてきた。しかし、鯨類の持続可能な利用を推進する国々といかなる捕鯨にも反対する国々との隔たりは大きく、IWCにおいて鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなったことから、日本は、2019年6月末に国際捕鯨取締条約（ICRW）¹⁶から脱退した。

2019年7月、日本は、十分な資源が存在することが明らかになっている大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開した。捕鯨業は、日本の領海及び排他的経済水域（EEZ）¹⁷に限定し、IWC科学委員会における最新の議論などを踏まえ、IWCで採択された方式に沿って算出された捕獲可能量の範囲内で行われている。日本は、科学調査や捕鯨業から得られたデータを提供するなど、科学的知見に基づく鯨類の国際的な資源管理に協力している。今後とも、科学的根拠に基づいた客観的な捕獲枠の設定や、国際機関との協力といった取組を着実に実施しつつ、水産資源の持続可能な利用を支持する国々と連携し

ていく。

今日、SDGs¹⁸にも掲げられる違法・無報告・無規制（IUU）¹⁹漁業への早急な対策が、国際社会として強く求められている。日本は、責任ある漁業国として、地域漁業管理機関（RFMO）²⁰における保存管理措置の策定やIUU漁船リストの作成に加え、途上国への能力強化のための支援などを通じ、IUU漁業対策に積極的に取り組んでいる。（253ページ 特集参照）

効果的なIUU漁業対策に向け、国際社会で連携して取り組んでいく観点から、日本は、様々な国際会議などにおける首脳・閣僚レベルでの政治的な決意の表明に取り組んでいる。日本が議長を務めた2019年G20大阪サミットの首脳宣言においてIUU漁業に対処する重要性を明記し、2021年には、G7、G20、APEC、東アジアサミットの首脳レベルの成果文書や、第27回日・EU定期首脳協議の共同声明においてIUU漁業対策の重要性が確認された。また、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置を採ることについて規定する違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）²¹を重視している。協定の実効性を高める観点から、第76回国連総会「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議などの場を通じ、未締結国に対して同協定の締結を働きかけている。

中央北極海では、地球温暖化による一部解氷を背景に、将来的に漁業が開始される際に無規制な操業が行われることを予防する必要がある。2018年に北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関により、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が署名され、2021年6月に発効した。今後は締約国会合などを通じ、科学的調査などに関する共同計画の採択などが予定されて

¹⁴ IWC : International Whaling Commission

¹⁵ 商業捕鯨モラトリアム（1982年IWC総会で可決）：商業目的のための鯨の捕殺頭数はゼロとする。遅くとも1990年までに、この決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに、この規定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討する。

¹⁶ ICRW : International Convention for the Regulation of Whaling

¹⁷ EEZ : Exclusive Economic Zone

¹⁸ SDGs : Sustainable Development Goals

¹⁹ IUU : Illegal, Unreported and Unregulated

²⁰ RFMO : Regional Fisheries Management Organization

²¹ PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

特集

外交課題としてのIUU漁業

違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported, Unregulated）漁業とは、沿岸国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動のことで、その終了がSDGsのゴール14.4^(注1)にも掲げられるなど、国際社会全体で取り組まなければならない課題として認識が高まっています。昨今の日本海でのスルメイカのIUU漁業による被害は、日本の水産業関係者のみならず、私たちの生活に直結する話題として大きな問題となりました。IUU漁業には様々なケースがあり、無許可で操業している場合、操業について適切に報告していない場合、無国籍の漁船による操業、地域漁業管理機関（RFMO）^(注2)に加盟していない国・地域の漁船によるRFMO海域内での操業などがこれに当たります。

IUU漁業は、海洋生物資源の持続可能な利用を脅かすだけでなく、海上や沿岸国での様々な問題にも関連しています。例えば、IUU漁船上では、過酷な労働条件の下、船員に対する人権侵害や虐待が多発していることが報告されています。南米やアフリカでは、IUU漁船による過剰漁獲が沿岸国の経済を圧迫していることも指摘されています。また、IUU漁船は、麻薬の密輸や密航といった犯罪の温床になっているともいわれています。こうした諸問題の解決のためにも、IUU漁業防止に向けた措置を講じる必要があります。



IUU漁業船として報告されている漁船の一例。国旗や必要な船体情報の表示の欠如などが指摘されている。

このような背景を踏まえ、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）^(注3)、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）^(注4)、北太平洋漁業委員会（NPFC）^(注5)などの日本が参加するRFMOや国際連合食料農業機関（FAO）^(注6)などにおいても、IUU漁業対策のための新たな取組のための国際協力が進展しています。例えば、RFMO枠内では、衛星を用いた漁船の位置監視システムの導入やIUU漁船リストの作成を行っており、日本からも取締船などが収集した違法操業船の情報を提供するなど、積極的に貢献しています。

また、日本海のスルメイカを始めとする日本周辺におけるIUU漁業問題については、その解決のため、関係国・地域に対する働きかけを累次の機会に行ってきています。

二国間協力の文脈では、ODAを活用する形で違法操業の取締りを行うための漁業取締船や巡視船の供与、IUU漁業対策に関する研修といった開発途上国への支援も実施してきています。さらに、国際的なルール作りの観点では、2017年に「違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）^(注7)」を締結し、未締結国に対して加入を働きかけています。2021年に行われた国際会議では、日本の粘り強い働きかけもあり、G20やG7、APECなどの首脳レベルの成果文書において、IUU漁業対策の重要性が盛り込まれました。さらにTPP11協定、日EU・EPA、日英・EPAといった国際約束にもIUU漁業対策への取組が明記されるなど、その対策の重要性の認識は政治的な文書にとどまらず、経済連携協定にも拡大しています。また、IUU漁業につながる補助金の撤廃などは、SDGsのゴール^(注8)に掲げられており、こうした補助金の禁止に向けて、現在WTOにおいて行われている漁業補助金交渉に日本は積極的に参加しています。このように日本は、様々な国際的枠組みにおいて、IUU漁業対策に向けた議論をリードしています。

このような外交的取組を推進するに当たっては、国民一人ひとりの意識も大切です。IUU漁業による水産物が市場に出回っており、知らないうちに消費されている可能性があることも指摘されています。

購入する魚介類の原産地が適切に表示されているかを確認してみたり、生態系に配慮した方法で漁獲されたことを示す水産エコラベルが表示された魚介類の購入を検討したりするなど、一人ひとりが海洋生物資源の持続可能性に配慮した消費行動を意識することが、IUU 漁業の抑止につながります。

- (注1) ゴール14.4：水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- (注2) RFMO：Regional Fisheries Management Organization
- (注3) ICCAT：International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas
- (注4) WCPFC：Convention for the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean
- (注5) NPFC：North Pacific Fisheries Commission
- (注6) FAO：The Food and Agriculture Organization of the United Nations
- (注7) PSMA：Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing
- (注8) ゴール14.6：開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

いる。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関するRFMOに加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導している。太平洋クロマグロについては、2021年の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）²²の年次会合において、日本から、科学的知見を踏まえ、資源の回復目標についての一定以上の達成率を維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案した結果、大型魚の漁獲枠を15%増枠する措置が採択され、国際的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。大西洋クロマグロについては、近年の資源量の回復を受け、11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）²³の年次会合において、2022年までの総漁獲可能量（TAC）²⁴の増加が決定された。

サンマについては、資源量の減少を受けて、2021年2月、北太平洋漁業委員会（NPFC）²⁵の年次会合において、漁獲枠を40%削減する措置が合意された。一方、同措置の下で行われたサンマ漁の漁獲量は、過去最低を記録し、次回以降の会合に向けて資源管理を一層充実させ

ていくことが重要となっている。

ニホンウナギについては、日本主導の非公式協議において、7月、2020年に引き続きシラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、定期的に科学者会合を開催することが、日本、韓国、台湾の間で確認された。

(4) 対日直接投資

2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置など追加的な施策の継続的実現を図っていくこととしている。2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づき、2016年4月以降、外国企業は「企業担当制」²⁶を活用し、担当副大臣との面会を行っている。また、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」で掲げた、「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する（2012年比）」との目標の達成に向け取り組ん

²² WCPFC：Western and Central Pacific Fisheries Commission

²³ ICCAT：International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

²⁴ TAC：Total Allowable Catch

²⁵ NPFC：The North Pacific Fisheries Commission

²⁶ 日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣などを相談相手につける制度

できた結果、2020年12月末時点の対日直接投資残高は39.7兆円となった。日本の対日直接投資残高の対GDP比は7.4%（2020年12月末時点）で、50%を超えるOECD諸国の平均値に対して依然として国際的に低水準にとどまっている。こうした状況下において、2021年6月の第9回対日直接投資推進会議では対日直接投資促進のための中長期戦略として、「対日直接投資促進戦略」が新たに定められ、KPIとして対日直接投資残高を2030年に80兆円と倍増、GDP比12%とすることを目指すことが決定された。

外務省としては、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施するとともに、外交資源を活用し、在外公館を通じた取組や政府要人によるトップセールスも行い、対日直接投資促進に向けた各種取組を戦略的に実施している。2016年4月に126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」では、日本貿易振興機構（JETRO）とも連携しつつ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を活用した対日投資の呼びかけ、対日直接投資イベントの開催などを行い、2020年度の各公館の活動実績は570件以上となった。

また、日本国内では、2021年3月に外務省主催（共催：経済産業省、協力：内閣府・JETRO）で、デジタル時代の投資の可能性と地方への投資誘致をテーマとして、グローバル・ビジネスセミナーを開催した。同セミナーでは、欧州・インド・米国のデジタル経済の動向、デジタル・イノベーションビジネス展開を通じた投資

拡大の展望のほか、同ビジネスにおける投資先としての日本、更には地方の魅力について、日本に進出しているアジア・米国・欧州企業関係者、在京大使館、駐日経済団体・商工会議所関係者、政府・地方自治体関係者、有識者など約190名が参加し活発な議論が行われた。

(5) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に向けた取組

2020年12月の博覧会国際事務局（BIE）²⁷総会で、大阪・関西万博の登録申請が承認されたことを受け、日本は正式に各国・国際機関に対する参加招請を開始した。外務省は、多くの国・機関の参加を目指し、招請活動に取り組んでいる。

2021年9月28日、「2025年日本国際博覧会会室」を外務省経済局内に設置し、参加招請を始めとする大阪・関西万博に関する業務を行うこととなった。また、同日付けで2025年日本国際博覧会日本政府代表に羽田浩二氏（前駐フィリピン大使）が就任した。

国内外から多数の来場が見込まれる万博は、日本の魅力を世界に発信する機会であるとともに、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下、2030年を目標年とする「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を加速化する重要な機会とすることを目指す。世界中の人に夢や驚きを与え、日本全体を元気にするような万博にするため、引き続きオールジャパンの体制で取り組んでいく。

²⁷ BIE : Bureau International des Expositions